

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第76号
事故等種類	衝突（漁具）
発生日時	平成25年3月6日 07時40分ごろ
発生場所	播磨灘東部 兵庫県淡路市所在の郡家港西防波堤灯台から真方位315°6,000m付近 （概位 北緯34°30.9′ 東経134°47.8′）
事故等調査の経過	平成25年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第八住力丸、498トン 133069、岡田石材株式会社 B 漁船 第五三栄丸、4.81トン HG3-32838（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 第六三栄丸、4.98トン HG3-34300（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） 航海士A（次席一等航海士）、五級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B、C 漁具の破損（漁網ワイヤロープの切断）
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、播磨灘航路を東北東進中、航海士Aが、漁船群に遭遇し、漁船を避けるために漁船と漁船の隙間を縫って航行したが、漁網には気付かなかった。 船長Aは、明石海峡航路西方灯浮標の西方で昇橋後、乗組員から平成25年3月6日07時40分ごろ、漁船の漁網（ワイヤロープ）に接触したかもしれない旨の報告を受け、停船し、本事故の調査を行っていた海上保安庁の巡視艇と共に播磨灘航路第5号灯浮標付近まで戻った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、また、C船は、船長Cが1人で乗り組み、いかなご2そうびき網漁の操業のため、播磨灘航路をえい網しながら東北東進中、船長Bが、A船を船尾方の間近に認め、A船の推進器に引いていた漁網が巻き込まれ、転覆するかもしれないと思い、海に飛び込む準備をしていたところ、漁網上をA船が通過した。

	<p>船長Cは、操業中に漁網の深さを変えるため、操舵室から出て後方を見たところ、A船が後方の間近にいたので、できる限り、漁網を伸ばし、A船の推進器に漁網が絡まっても、B船及びC船が転覆しないように準備を行い、A船が漁網上を通過した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮初期</p>
その他の事項	<p>船長Aは、明石海峡を通過する際、ふだんから明石海峡航路西方灯浮標の西方で昇橋していた。</p> <p>航海士Aは、いかなご漁が行われる2月下旬から4月頃までの間に播磨灘航路を航行したことがなかった。</p> <p>B船及びC船は、ふだん、運搬船を加えた3隻で操業を行っていたが、本事故当時、水揚げのため、運搬船はいなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、播磨灘航路を東北東進中、B船及びC船は、同航路で2そうびき網をえい網しながら東北東進中、航海士Aが、漁船を避けることに注意を向け、漁船の隙間を縫って航行し、前方のB船及びC船の間の漁具に気付かなかったことから、漁具と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、播磨灘航路において、A船が東北東進中、B船及びC船が2そうびき網をえい網しながら東北東進中、航海士Aが、漁船を避けることに注意を向け、漁船の隙間を縫って航行し、前方のB船及びC船の間の漁具に気付かなかったため、A船が、漁具と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなご2そうびき網漁の漁船が多数操業する航路では、漁具に注意して航行すること。